

保険医療機関における書面揭示

【当院の施設基準・算定加算】

- ・情報通信機器を用いた診療
- ・時間外対応加算 3
- ・糖尿病合併症管理料
- ・糖尿病透析予防管理料
- ・慢性腎臓病透析予防管理料
- ・外来データ加算
- ・在宅時医学総合総合管理料 1
- ・遠隔持続陽圧管理料
- ・外来ベースアップ加算 I
- ・一般名処方加算
- ・明細書発行体制加算

【情報通信機器を用いた診療について】

情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬の処方を行いません。

【時間外対応加算 3 について】

通院されている患者様に対して、診療時間外であっても電話等でのお問い合わせに対応できる体制を整えております。

【在宅時医学総合総合管理料 1 について】

通院が困難な患者様の診療情報等について、ICT を用いて常時確認できる体制を整えております。

【一般名処方加算について】

当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行っております。

【明細書発行体制加算について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。